

新 やまぐち障害者いきいきプランについて

1 障害者施策の現状等について

(1) 本県の障害者の状況

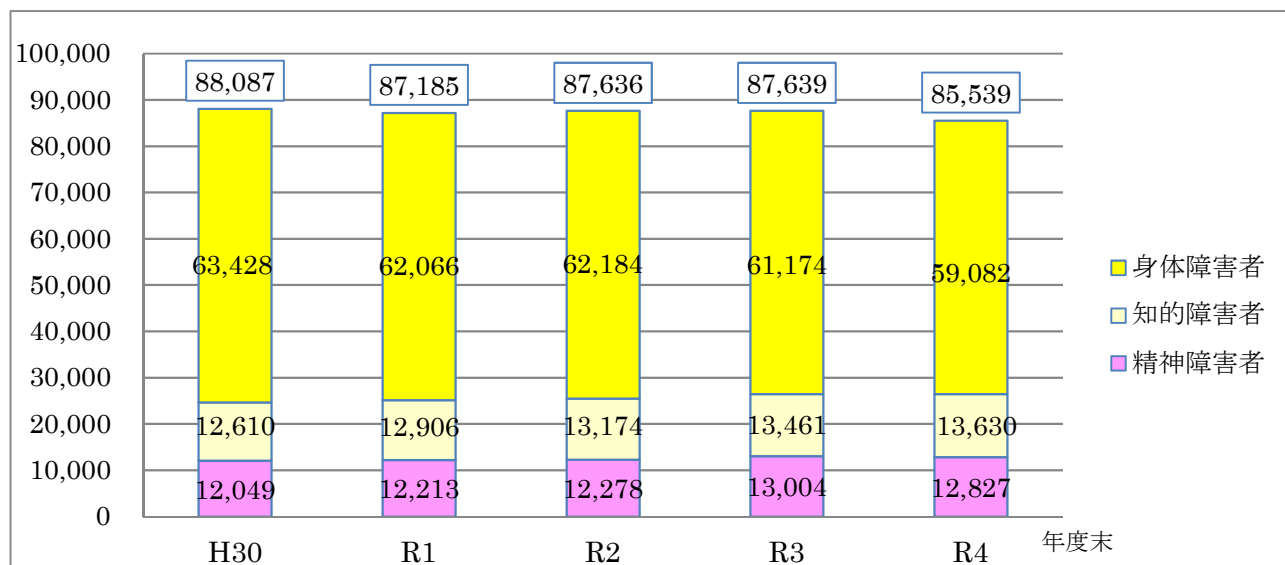
① 障害者手帳所持者（身体・知的・精神）

本県における手帳所持者は、令和 5 年 3 月 31 日現在 85,539 人で、平成 30 年 3 月 31 日現在と比較して 2,548 人（約 2.9%）減少しています。手帳所持者の割合は、県人口の約 6.6%となっています。

身体障害者手帳所持者数は、令和 5 年 3 月 31 日現在 59,082 人で、平成 30 年 3 月 31 日現在と比較して 4,346 人（約 6.9%）減少しています。身体障害者手帳所持者の割合は、県人口の約 4.5%となっており、年齢別では 65 歳以上が 78%と、高齢者の割合が多くなっています。

知的障害者の療育手帳所持者数は、令和 5 年 3 月 31 日現在 13,630 人で、平成 30 年 3 月 31 日現在と比較して 1,020 人（約 8.1%）増加しています。知的障害者の療育手帳所持者の割合は県人口の約 1.0%となっており、重度（A）の所持者数が 5,082 人、中軽度（B）の所持者数が 8,548 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和 5 年 3 月 31 日現在 12,827 人で、平成 30 年 3 月 31 日現在と比較して 778 人（約 6.5%）増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は県人口の約 1.0%となっており、等級別では、1 級 2,113 人、2 級 6,123 人、3 級 4,591 人となっています。



② 発達障害者

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害、その他これに類する脳機能の障害」であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害児（者）数については統計的な資料がないため正確な資料は把握できていない状況であるが、文部科学省が令和 4 年（2022 年）に実施した全国調査では、「学習

面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒（小学校・中学校）は、8.8%とされています。

本県では、平成14年（2002年）10月から山口県発達障害者支援センターを設置しており、令和4年度（2022年度）の相談件数は、2,001件（発達支援のみ）となっています。

③ 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、交通事故や病気などにより脳に孫想を受けた後遺症として、記憶障害、注意障害などの認知障害が生じ、日常生活や社会生活への適応が困難になる障害です。

この障害の特性として、肢体不自由など身体的な後遺症がない場合、外見から障害がわかりにくく、本人や家族も気づきにくいいため、高次脳機能障害者の数や状態など、実態の把握は難しい状況となっています。

本県では、平成19年（2007年）2月から高次脳機能障害支援拠点機関を設置しており、令和4年度（2022年度）の相談実績は、1,765件となっています。

④ 医療的ケア児

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童をいいます。

医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児とその家族が医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

本県では、在宅の医療的ケア児（20歳未満）は令和4年5月時点で193名となっています。

（2）障害者を取り巻く環境の変化

現行計画実施期間中に、新たな法の制定や改正等が実施されており、制度の改正等に関連して、新たに対応が必要となっている課題が生じています。

年	法制度等の動き	主な内容
H29 (2017)	◇やまぐち障害者いきいきプラン(2018-2023)	障害者のための施策を総合的、計画的に推進(障害者基本法に基づく県障害者計画)
H30 (2018)	◆障害者雇用促進法の改正施行 ◆障害者文化芸術推進法	法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加 文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
R元 (2019)	◆読書バリアフリー法の施行 ◇山口県手話言語条例の施行	視覚障害者等の読書環境の整備を推進 言語である手話の普及の推進、手話で生活することができる地域社会の実現
R2 (2020)	◆バリアフリー法の改正 ◆聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 聴覚障害者等の電話の利用の円滑化を図ることを目的

<p>R3 (2021)</p>	<p>◆障害者差別解消法の改正 (R6.4.1 施行)</p> <p>◆医療的ケア児支援法の施行</p> <p>◇山口県障害福祉計画（第6期） 及び山口県障害児福祉計画（第2期）</p> <p>◇山口県工賃向上計画（第4期）</p>	<p>障害者への合理的配慮の提供を事業者に義務付け</p> <p>医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団体の責務を明記</p> <p>障害福祉サービス等の円滑な実施を確保（障害者総合支援法に基づく県障害福祉計画及び児童福祉法に基づく県障害児福祉計画）</p> <p>就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組を推進</p>
<p>R4 (2022)</p>	<p>◆障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行</p> <p>◆児童福祉法の改正</p> <p>◆障害者総合支援法の改正</p> <p>◇障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の施行</p> <p>◆障害者基本計画（第5次）</p>	<p>障害者による情報の取得利用等に係る施策の推進</p> <p>児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化等</p> <p>障害者等の地域生活の支援体制の充実や就労支援の強化等</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進その他共生社会の実現に向けた施策の推進</p> <p>共生社会の実現に向けた社会的障壁の除去に向けた取組の推進等</p>
<p>R5 (2023)</p>	<p>◆第7期障害福祉計画に係る基本指針の改定</p>	<p>施設入所者等の地域生活への移行等</p>

◆国の動き ◇県の動き

2 現行プランの進捗状況と課題について

現行プランの施策体系のうち、特に取組の充実が必要と考えられる施策として位置付けた重点施策について、以下に主な取組の現状と課題を整理します。

(1) 重点施策の取組状況

① 相互理解の促進

- ・ 障害者週間等を通じて県民の障害への理解促進を図るとともに、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践するあいサポート運動を県民全体で取り組む運動として推進しています。

<あいサポート運動に係る取組状況>

区分・年度	H30	R元	R2	R3	R4
あいサポーター数 (累計)	18,424人	24,761人	26,256人	29,083人	32,435人
あいサポート企業・ 団体数(累計)	172企業・団体	208企業・団体	224企業・団体	245企業・団体	267企業・団体

- ・ 障害者差別解消法の改正等を踏まえ、県民の障害理解の一層の促進が図られるよう、令和4年10月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を制定しています。

② 相談支援・連携体制の整備

- ・ 障害のある人とその家族が、多様なニーズや障害特性に応じた相談支援を身近な地域において受けることができるよう、広域的・専門的な相談支援機関と各地域の支援機関との連携による相談支援体制の充実を図っています。
- ・ 県医療的ケア児支援地域協議会を設置して、医療・福祉・教育等の関係分野の連携体制を構築するとともに、医療的ケア児支援センターを県内2か所に設置して家族等からの相談に応じています。

<発達障害者支援センターにおける取組状況>

区分・年度	H30	R元	R2	R3	R4
相談支援件数	1,713件	1,864件	1,929件	2,166件	2,631件
関係機関への助言件数	103件	111件	127件	352件	318件
外部機関や地域住民への研修回数	174回	151回	49回	107回	151回

③ 地域生活移行の推進・地域定着に対する支援

- ・ 入所施設又は精神科病院から本人の希望に応じて地域で暮らすことができるよう、住まいの場の確保、生活基盤、福祉サービスの充実、連絡体制の確保を図っています。

<地域生活移行に係る取組状況>

区分・年度	H30	R元	R2	R3	R4
施設入所者の地域生活移行者数	9人	6人	6人	14人	調査中
施設入所者の削減人数	20人	30人	26人	35人	調査中
精神科病院入院1年時点の退院率	80.4%	78.3%	78.2%	調査中	調査中
地域生活支援拠点等の整備市町数（累計）	1/19	3/19	3/19	15/19	16/19

④ 総合的な就労支援

- ・ 能力や適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者就労・生活支援センターによる就業面・生活面の一体的な相談支援や、労働局等就業関係機関との連携による一般就労への移行及びその定着の支援を行っています。
- ・ 一般就労が困難な障害のある人が、就労を通じて自立や社会参加を図っていけるよう、共同受注窓口の機能強化や農福連携マルシェの開催等により、就労継続支援B型事業所等の工賃向上に関する取組を推進しています。

<一般就労・福祉的就労支援>

区分・年度	H30	R元	R2	R3	R4
一般就労移行者数	154人	161人	115人	151人	114人
平均工賃（月額）	18,533円	18,915円	18,821円	19,570円	集計中

⑤ 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興

- ・ 「山を高く」、「裾野を広く」の2本柱により、トップアスリートへの支援や、キラリンピックへの競技種目追加等による参加者増加に向けた取り組みを通じて、障害者スポーツの推進を図っています。
- ・ 障害者芸術文化祭の開催や県庁あいサポートギャラリーの設置などにより、障害者文化芸術活動の充実を図り、障害者アートの普及啓発を行っています。

<障害者スポーツ・障害者文化芸術活動に係る取組状況>

区分・年度	H30	R元	R2	R3	R4
障害者スポーツ競技団体登録選手数	807人	824人	830人	838人	855人
障害者スポーツ指導者養成数	19人	13人	8人	11人	23人
障害者文化芸術祭応募作品数	325点	294点	239点	265点	291点

(2) 主な課題について

国の動向をはじめとした障害者を取り巻く環境の変化や、現行プランにおける取組状況を踏まえ、今後の障害者施策を進める上では、次のような課題に対応することが必要と考えられます。

① 障害理解と相互交流の促進

- ・ 障害者差別解消法の改正や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定を契機として、県民の障害への理解や障害のある人への配慮の一層の促進を図る必要があります。
- ・ 障害理解を進めるため、県民運動として取り組んでいる「あいサポート運動」の一層の推進や、障害のある人とない人との交流機会の拡充を図る必要があります。

② 障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 医療的ケア児や発達障害児などの支援を必要とする障害のある子どもは増加傾向にあり、支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応が求められています。
- ・ 障害のある子どもが健やかに成長できるよう、障害のある子どもやその家族に対して、心身の状況等に応じた切れ目のない支援体制の強化を図ることが必要です。

③ 地域移行・地域定着への支援

- ・ 障害のある人が自らの望む地域社会で暮らせるよう、地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図る必要があります。
- ・ 障害者総合支援法の改正により、市町村における地域生活支援拠点等の整備が努力義務化とされ、市町における整備と機能の充実を支援していく必要があります。

④ 障害特性に応じた就労支援

- ・ 働く意欲のある障害のある人が、適性に応じていきいきと働き、自立した生活を送ることができるよう、一般就労への移行、定着支援に取り組む必要があります。
- ・ 共同受注窓口などによる福祉施設の受注の一層の拡大や、優先調達の拡大など、福祉施設における工賃向上に向けた取組を進める必要があります。

⑤ 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興

- ・ 障害のある人が、スポーツや文化芸術活動を通じて生活を豊かにし、自己実現を図ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動の参加、鑑賞、発表等の機会の充実を図る必要があります。
- ・ 共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず誰もが障害のある人の文化芸術活動に触れる機会や、障害者スポーツに親しめる機会づくりを進める必要があります。

3 新プランの方向性について

(1) 基本理念

障害者基本法の基本原則を踏まえ、本県が目指す共生社会のすがたを定めた現行プランの基本理念を継承します。

(2) 施策推進の基本的視点

施策の策定や実施に当たり、次の6つを取組に共通する基本的な視点とします。

① 自己決定の尊重と意思決定支援

障害のある人は、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の策定や実施に当たっては、障害のある人や家族等の関係者の意見を尊重します。また、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努めます。

② 社会的障壁の除去

障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、障害のある人の社会への参加が実質的なものとなるよう支援します。

③ 情報アクセシビリティの向上

障害のある人が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーション手段の充実が重要であり、障害のある人の情報の取得利用・意思疎通に関する施策の推進に努めます。

④ 当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障害のある人の自立と社会参加の支援という観点から、障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の関係機関等との連携により施策を総合的に展開し、切れ目のない支援が行えるよう努めます。

⑤ 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、特に、障害のある女性や障害のある子ども、障害のある高齢者等の、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対しては、きめ細かい配慮による支援が求められることに留意します。

⑥ 総合的かつ計画的な取組の推進

施策の実施に当たっては、国や市町との適切な連携や役割分担により、また、医療、子ども・子育て、教育、福祉等の障害者施策に関係する他の施策や計画等との整合を図り、総合的な施策展開を図ります。

(3) 施策体系のイメージ

現行計画の施策体系を基本としつつ、重点的に取り組む施策について、一部見直しを行います。

施策分野	現行計画の 基本的な推進方向	新計画の 基本的な推進方向
I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現	1 相互理解の促進	1 拡 障害理解と相互交流の促進
	2 差別の解消、権利擁護の推進	2 差別の解消、権利擁護の推進
	3 地域における福祉活動の充実	3 地域における福祉活動の充実
II 自立生活を支える基盤整備	1 相談支援体制の整備	1 新 障害のある子どもへの支援の充実
	2 生活支援体制の整備	2 相談支援体制の整備
	3 障害児支援の充実	3 生活支援体制の整備
	4 保健・医療提供体制の充実	4 保健・医療提供体制の充実
III 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備	1 地域生活移行・地域定着に対する支援	1 地域生活移行・地域定着に対する支援
	2 福祉のまちづくりの推進	2 福祉のまちづくりの推進
	3 情報環境・意思疎通支援の充実	3 情報環境・意思疎通支援の充実
	4 安全・安心の確保	4 安全・安心の確保
IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進	1 総合的な就労支援	1 障害特性に応じた就労支援
	2 雇用の場の拡大	2 雇用の場の拡大
V 個性と能力を發揮できる教育・社会参加	1 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興	1 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興
	2 教育支援の充実	2 教育支援の充実

※**網掛け**は重点的に取り組む必要のあると考えられる主な課題